別表七（二）付表五　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第66条の11の４第３項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の通算法人若しくは他の通算法人が同項の規定の適用を受ける場合又は当該通算法人が修正申告若しくは国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（租税特別措置法第66条の11の４第３項の規定により読み替えて適用する法第64条の７第５項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。第４号において同じ。）に記載すること。

2　「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額（前期以前の(6)の合計額）」(4)の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度前に租税特別措置法第66条の11の４第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号(1)において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（(3)において「令和２年旧措置法」という。）第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度の別表七（一）付表五「６」の金額を含めて記載すること。

(2)　当該事業年度前に租税特別措置法第66条の11の４第３項の規定により読み替えて適用する法第64条の７第５項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の「配　賦　投　資　額（この申告前の(27)－(26)）」(30)の「計」の欄に金額の記載があるときは、当該金額を含めて記載すること。（マイナスの場合は０）

(3)　当該事業年度前に令和２年旧措置法第68条の96の２第１項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度の当該通算法人に係る別表七の二付表六「９」の金額を含めて記載すること。

3　「特例対象特定欠損金額に係る控除未済額（別表七(二)付表一「４」）」(7)の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度以前の事業年度において法第57条第２項（欠損金の繰越し）又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定の適用を受ける又は受けた場合には、別表七（二）付表一「４」の金額からこれらの規定により欠損金額とみなされた金額（同項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限る。）を控除した金額を記載すること。

イ　令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（ロにおいて「令和２年旧法」という。）第81条の９第２項第１号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額

ロ　令和２年旧法第81条の９第２項第２号に定める金額

ハ　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第２号に定める金額に限る。）

(2)　法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額は、記載しないこと。

4　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項の規定による更正の請求をする場合には、「配　賦　投　資　額（この申告前の(27)－(26)）」(30)の欄のみ記載すること。（マイナスの場合は０）

第１条のうち、法人税法施行規則別表七の１付表五の次に１表を加える改正規定中「別表七の１付表五」を「別表七の１付表六」に改め、同改正規定のうち別表七の１の記載要領第１号(3)ロ中「の金額」を「又は「11」の金額」に改め、同改正規定中同号(3)ハを削り、同改正規定のうち同号(3)１中「別表四「43」」を「別表四「42」」に改め、同改正規定中同号(3)１を同号(3)ハとし、同改正規定のうち同号(3)ホ中「別表四「45」」を「別表四「44」」に改め、同改正規定中同号(3)ホを同号(3)１とし、同号(3)ヘを同号(3)ホとする。

第１条のうち法人税法施行規則別表六(1)の表の改正規定のうち同表の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の五)「27」のうち多い金額）又は（別表十七(二の五)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	5

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	5

に、

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の五)「27」のうち多い金額）又は（別表十七(二の五)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	17

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	17

に改める。